

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	苧畑畑かん地区 (苧畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、国道221号線の北側に広がる標高290m～300mの丘陵地で、露地野菜、栗、飼料等の生産が行われている。
- ・農地の43%について、耕作者は65歳以上であり、高齢化が進んでいる。
- ・地区内の畑地は不整形で農道幅員も狭く、大型機械の導入による農作業効率化が困難となっている。
- ・また、用水施設が未整備で天水頼みとなっており、高付加価値作物の導入や年間を通じた計画的な営農ができない状況にある。
- ・更に、山間部に位置することもあり、鹿、猪等による農産物の被害が増加してきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑地かんがい事業を実施し、区画整理による農作業の効率化、新規水源の確保による新規作物の導入及び規模拡大を推進し、高生産経営体の育成を図る。
- ・あわせて、同事業により鳥獣侵入防止施設を設置し、農家の生産意欲を高め、品目転換や施設園芸等の高付加価値作物の導入を図り、安定した農業経営に寄与する。
- ・畑地かんがい事業の実施に際しては、担い手を設定し、更なる農地流動化を推進して、担い手への農地集積・集約を進める。
- ・以上の取組を通じて、露地野菜を基幹作物とする経営体を育成し、持続的農地の利用と地域農業の振興を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

畑地かんがい事業の実施区域と一部とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
畑地かんがい事業の実施にあわせて、効率的な農地利用について地域内で十分協議を行い、担い手への農地集積・集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌しつつ、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
畑地帯総合整備事業(担い手育成)を活用し、区画整理、新規水源の確保、鳥獣侵入防止施設の設置を実現する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
畑地かんがい事業を通じて、地域内の現在の担い手の経営を強化し、後継者の育成・確保を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業について、担い手農家や農業生産法人への委託を進め、集積を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①畑地かんがい事業により鳥獣侵入防止施設を設置し、農家の生産意欲を高め、品目転換や施設園芸等の高付加価値作物の導入を図り、安定した農業経営に寄与する。